

法律科目試験 「民事法系」 問 題

民事法系 1 (配点 160 点)

I 次の事項について、その違いが分かるように、各問 300 字以内で説明しなさい。

- (1) 利息と遅延損害金
- (2) 親権と未成年後見人の権限

II Aは甲家屋とその敷地を所有している。Aは2020年11月1日に、甲をBに賃貸する旨の契約（以下「契約1」という。）を締結し、Bは同日、甲の引渡しを受けて居住を開始した。

契約1では、期間は2年で更新が可能であることと、Bは毎月の賃料をその月の初日にAに支払うべきことが取り決められた。また、甲の客観的に適正な賃料額は月額20万円であるが、BはAの遠縁の親戚であったため、契約1の賃料はそれよりもやや安い月額17万円に設定された。

上記の事実関係を前提とし、現在が2022年11月1日であるものとして、次の問(1)および問(2)に解答しなさい。なお、両問は独立した問題である。

問(1)

Bは2021年9月1日に、Aの承諾を得たうえで、甲をCに転貸する旨の契約（以下「契約2」という。）を締結し、Cは同日、Bから甲の引渡しを受けて居住を開始した。Cは契約2の締結の際に、転貸につきAの承諾を得ていることを了解していた。

契約2では、期間は2年で更新が可能であることと、賃料は月額20万円としCは毎月の賃料をその月の初日にBに支払うべきことが取り決められた。

その後、Bは契約1の賃料を2022年5月分まで毎月怠りなくAに支払ってきたが、2022年6月分以降の賃料を支払わなくなった。そこでAは、2022年9月5日にBに到達した内容証明郵便で、未払いの賃料の全額を同月20日までに支払うよう求め、あわせて、その支払がない場合には契約1を解除する旨の意思表示（以下「本件解除の意思表示」という。）をした。しかし、Bは2022年9月20日までに支払をしなかった。

AはCに対して、内容証明郵便により、本件解除の意思表示が効力を生じたことを前提にして、甲の引渡しおよび同郵便の到達の翌日から引渡しに至るまで月額20万円の金員の支払を求め（以下「請求1」という。）、同郵便は2022年9月30日にCに到達した。C

は、同日に同郵便を読むまで、Bが契約1の賃料の支払を怠っていたことを知らなかった。Cは、契約2の賃料を2022年9月分まで毎月怠りなくBに支払っていたが、同郵便を読んだからは、現在に至るまでAにもBにも何の支払もしないまま、甲に居住し続けている。

2022年10月1日にCから問合せを受けたBは、本件解除の意思表示は効力を生じないと主張して、2022年10月分以降も、これまでどおり月額20万円の金員を支払うよう、Cに求めた（以下「請求2」という。）。

このとき、(i) 本件解除の意思表示が効力を生じるかどうかについて論じるとともに、(ii) 仮に本件解除の意思表示が効力を生じた場合に、請求1と請求2のそれぞれについて、請求が全部認容されるかどうかを論じなさい。

問(2)

Aは、甲家屋の敷地に隣接する乙土地（面積20平方メートル、更地）も所有していた。Bは、購入予定の丙自動車の駐車場として、乙土地をAから賃借する旨の契約（以下「契約3」という。）を、2022年10月25日にAと締結した。Bは丙の引渡しを同年11月2日に受けることになっており、同日から乙土地の使用を開始する予定であった。

ところが、2022年10月30日の夕方に、Bが乙土地のそばを通りかかったところ、乙土地の全面に、高さ約50センチメートルにわたって材木が置かれているのを発見した。そこに、さらに材木を置きに来たDが現れたため、BがDに事情を問いただしたところ、Dは、「自分はその日（2022年10月30日）の朝に材木置き場として乙土地をAから賃借する旨の契約をAと締結し、その後に半日ばかりで、ここにある材木全部を乙土地に運び入れた。」と主張した。Bは翌日にAにも事情を聞き、その結果、Dの主張内容はいずれも真実であることがわかった。

Bは、このままでは乙土地に丙を駐車することができないので、乙土地から材木を撤去するようDに求めることを考えており、また、このまま乙土地に材木が置かれたままであるならば、Aとの契約3を解消したいと考えている。

このとき、(i) BはDに対して乙土地から材木を撤去するよう請求することができるかについて論じるとともに、(ii) このまま乙土地に材木が置かれたままであるとした場合に、BはAとの契約3を解消することができるか、できるとしてどのような根拠に基づくかについて論じなさい。

民事法系 2 (配点 80 点)

Ⅲ 次の事項についてそれぞれ 200 字以内で説明しなさい。

- (1) 商業登記の創設的効力
- (2) 手形客観解釈の原則

Ⅳ 甲株式会社は、同社の株式の単位を引き下げたいと考えている（同社は単元株制度は採用していない。）。どのような方法があるか、また、それらの方法にはどのような差異があるかについて述べなさい。

Ⅴ 次の文章を読んで、以下の問いに答えなさい。

Y株式会社（以下、「Y社」と言う。）は取締役会設置会社であり、一種類の株式のみ発行しているところ、Y社の創業者である甲の一族がその発行済み株式の大半を所有している。本年9月にY社において定款変更及び新たに取締役を1名選任するための臨時株主総会が開催されたところ、同社の株主であるA株式会社（以下、「A社」と言う。）は、A社の総務部長であるPをA社の代理人として出席させた。なお、Y社の定款には株主総会において株主の代理人となりうる者はY社の株主に限る旨の規定が置かれている。

丙は、Y社の現在の代表取締役である乙の実弟であり、Y社の発行済み株式総数の3%を保有しているが、丙は自分が経営に参画できていないことを恨みに思い、同人は株主総会において毎回不規則発言を繰り返し、これによりY社の株主総会をいつも紛糾させていたところ、同臨時株主総会の招集に際しては、乙の意向により丙には招集通知が発されなかった。

XはY社の株主であるところ、同臨時株主総会でのY社提出の議案に対して修正議案を提案したが、同臨時株主総会では会社提案が賛成多数で決議され、X提案の修正議案は否決された。

問い

自己の提案が否決されたXはこれに不満であったところ、上記の事情を知ることとなったXは、臨時株主総会でなされた決議及び自身が提案した議案を否決した決議の効力を争うつもりである。Xはどのような主張をし、これに対しY社はどのような反論をすると考えられるか、また、Xの主張は認められるかについて述べなさい。